

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たると
きは、その翌日)

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十九号

鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師
試験委員規則

(趣旨)

第一条 この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百八十七号）第二十条第二項の規定に基づき、鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員（以下「試験委員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第二条 試験委員の数は、十人以内とする。

(任命)

第三条 試験委員は、次に掲げる者のうちからあん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験、きゆう師試験又は柔道整復師試験の施行の都度、知事が任命する。

一 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師

二 医師

三 県の職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

目 次

◇規 則

鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員規則

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生士学院学則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

(鳥取県あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員規則等の
廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 鳥取県あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員規則
(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十一号)
- 二 鳥取県柔道整復師試験委員規則(昭和四十八年十一月鳥取県規則第
六十二号)

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十号

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業財務規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号)の
一部を次のように改正する。

別表の資産の固定資産の表中「建築物減価償却累計額」を「建築物減価償却
累計額」に、「構築物減価償却累計額」を「構築物減価償却累計額」に、「
」器減価償却累計額」を「器具減価償却累計額」に、「車両減
」引当金」を「放射性同位元素減価償却累計額」に、「取替資産減価償却引
」引当金」を「放射性同位元素減価償却累計額」に、「取替資産減価償却引

命令」を「~~鳥取県規則第二十号~~」に、「その施行期定~~鳥取県規則第二十号~~
」を「その施行期定~~鳥取県規則第二十号~~」に改める。

様式第七号中「~~鳥取県規則第二十号~~」を「~~鳥取県規則第二十号~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県営病院事業財務規則
の規定は、昭和五十七年度の決算及び昭和五十八年度の予算から適用する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十一号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則(昭和五十年三月鳥取
県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
第五条を削る。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十二号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「看護婦」の下に「及び看護師」を加える。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 男子である生徒の授業科目及び授業時数に関する別表第一の適用につ

いては、同表の授業科目及び授業時数の表中

成人看護学
小児看護学
母性看護学

一、六九五
三〇〇
三三〇

とあるのは

成人看護学
小児看護学
母性看護学

一、九〇五
三〇〇
一一〇

と、別

表第一の看護学内訳の表中

成人看護学

五二五 一、一

七〇 一、六九五

とあるのは「成人看護学

五二五 一、

三八〇 一、九〇五」と、

成人疾患と看護

四三五 一、一七

〇 一、六〇五」とあるのは「成人疾患と看護 四三五 一、

三八〇 一、八二五」と、「精神科疾患と看護 三〇 九

〇 一二〇」とあるのは「精神科疾患と看護 三〇

三四五 三七五」と、「婦人科疾患と看護 三〇 四

五 七五」とあるのは「婦人科疾患と看護 三〇

三〇」と、

母性看護学 一二〇
母性看護概論 一五
母性保健 七五
母性疾患と看護 三〇

〇 三三〇
〇 一五
保健所等実習を含む。

とあるのは

母性看護学
母性看護概論
母性保健
母性疾患と看護

〇 一二〇
〇 一五
〇 七五
〇 三〇

とあるのは

一二〇
一五
七五
三〇

とする。

別表第一中「別表第一(第六条関係)」を「別表第一(第六条関係) 授業科目及び授業時数」

に改める。

様式第二号中

ふりがな 氏名	④
生年月日	年 月 日

ふりがな 氏名	年 月
------------	-----

に改める。

④	性別
日 性	男・女

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校校則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十三号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校校則の一部を改正する規則

鳥取県立倉吉総合看護専門学校校則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保健婦及び助産婦」を「及び看護師、保健婦並びに助産婦」に改める。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 男子である生徒の授業科目及び授業時数に関する別表第一の適用につ

いては、同表の一第一看護学科の授業科目及び授業時数の表中

成人看 小兒看 母性看

看護	一、六八〇	成人看護学	一、八九
看護	三〇〇	とあるのは	三〇
看護	三三〇	小兒看護学	三〇
		母性看護学	一一

と、別表第一の一第一看護学科の看護学内訳の表中「成人看護学

四九五 一、一八五 一、六八〇」とあるのは「成人看

看護 四九五 一、三九五 一、八九〇」と、「成人疾患と

看護 四〇五 一、一八五 一、五九〇」とあるのは「成人疾

患と看護 四〇五 一、三九五 一、八〇〇」と、「精神科疾

患と看護 三〇〇 九〇」とあるのは「精神

科疾患と看護 三〇〇 三四五」と、「婦人科

疾患と看護 三〇〇 四五」とあるのは「婦

人科疾患と看護

三〇

三〇」と、

母性看護
母性保
母性疾

学
護概論
健
患と看護

一一〇
一五
七五
三〇

二二〇

三三〇
一五
三二五

保健所等実
習を含む。

とある

のは

母性看護学
母性看護概論
母性保健
母性疾患と看護

一一〇
一五
七五
三〇

一一〇
一五
七五
三〇

と、別表第一の二第二看護学科の授業科目及び授業時数の表中

成人看護学
小児看護学
母性看護学

九二〇
二二〇
二二〇

とあるのは

成人看護学
小児看護学
母性看護学

一、〇五〇
二二〇
九〇

と、別表第一の二第二看護学科の看護学内訳の表中

成人看護学

三九〇

五三〇

九二〇

とあるの

は「成人看護学

三九〇

六六〇

一、〇五〇

と、

成人疾患と看護

三二五

五三〇

八四五

とあるの

は「成人疾患と看護

三二五

六六〇

九七五

と、

精神科疾患と看護

三〇

四五

七五

とあるの

は「精神科疾患と看護

三〇

一九〇

二二〇

と、

婦人科疾患と看護

一五

一五

三〇

とあるの

は「婦人科疾患と看護

一五

一五

一五

と、

母性看護学
母性看護概論
母性保健
母性疾患と看護

九〇
一五
六〇
一五

一三〇

二二〇
一五
二〇五

保健所等
習を含む。

実	
とあるのは	
母性看護学 母性看護概論 母性保健 母性疾患と看護	九〇 一五 六〇 一五
	九〇 一五 六〇 一五

第十条第二号を次のように改める。

二 第二看護学科 准看護婦免許若しくは准看護師免許の取得後三年以上その業務に従事した准看護婦若しくは准看護師又は高等学校を卒業している准看護婦若しくは准看護師

別表第一中「一 第一看護学科」を「一 第一看護学科 授業科目及び授業時数」に、

「二 第二看護学科」を「二 第二看護学科 授業科目及び授業時数」に改める。

別表第二の第二看護学科の項中「准看護婦免許証」の下に「又は准看護師免許証」を加える。

様式第二号中

「ふりがな」
氏名
生年月日 年 月 日

「ふりがな」
氏名
年 月

④	性別
日生	男・女

「准看護婦又は准看護婦」を「看護婦若しくは看護士又は准看護婦若しくは准看護士」に改める。

附則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県立歯科衛生士学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十四号

鳥取県立歯科衛生士学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生士学院学則（昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立歯科衛生専門学校学則

目次中「学院」を「学校」に改める。

第一条中「鳥取県立歯科衛生士学院（以下「学院」）」を「鳥取県立歯科衛生専門学校（以下「学校」）」に改める。

第二条、第五条第一項、第六条第一項、第十条及び第十一条中「学院」

を「学校」に改める。

第二十条第一項中「鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例」を「鳥取県立歯科衛生専門学校^ニの設置及び管理に関する条例」に改める。

第二十二条第四号中「学院」を「学校」に改める。

様式第一号中「鳥取県立歯科衛生士学院」を「鳥取県立歯科衛生専門学校」に改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中「~~学院~~」を「~~学院~~」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。